

白馬村森林経営管理制度実施方針

1 趣旨

白馬村森林経営管理制度実施指針は、白馬村に存する森林（国有林は除く）について、森林管理が円滑に行われるよう森林経営管理法（平成8年5月24日法律第45号）に基づく措置その他必要な措置を講ずるための指針を示すものである。

2 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方について

長野県森林情報資産取扱要領（平成22年2月26日制定）第2に規定する属地森林簿の帳簿データ森林を対象森林とし、以下の絞り込み方法（ステップ①、②）により対象森林の絞り込みを行う。

※属地森林簿の帳簿データ森林＝令和2年9月1日更新データ＝混交面積 10,622.84ha

【絞り込み方法ステップ①】

| 順番 | 絞り込み項目 | 絞り込み後の森林面積 (ha) |
|----|------------------|--------------------|
| 1 | 人工林 | 2,149.70 (▲79.76%) |
| 2 | 普通林 | 1,818.46 (▲82.88%) |
| 3 | 所有形態（個人・共有林・不明林） | 1,647.54 (▲84.49%) |
| 4 | 森林経営計画対象外林 | 1499.29 (▲85.89%) |
| 5 | 過去10年間施業履歴なし林 | 1,387.62 (▲86.94%) |



【絞り込み方法ステップ②】

ア 対象森林混交面積 1,387.62ha について、下表の絞り込み項目に基づき森林整備か所の順位付けを行う

| 項番 | 絞り込み項目 | | | | | | |
|----|--|-----|-----|----|---------------|----|-----|
| 1 | 水源地周辺の森林整備 | | | | | | |
| | <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>水源名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北城</td> <td>青鬼沢、楠川、二股、源太郎</td> </tr> <tr> <td>神城</td> <td>内山沢</td> </tr> </tbody> </table> | 地区 | 水源名 | 北城 | 青鬼沢、楠川、二股、源太郎 | 神城 | 内山沢 |
| | 地区 | 水源名 | | | | | |
| 北城 | 青鬼沢、楠川、二股、源太郎 | | | | | | |
| 神城 | 内山沢 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 2 | 県道31号線（通称オリンピック道路）周辺の森林整備 （長野方面からの白馬村玄関口の森林整備） | | | | | | |
| 3 | 獣出没件数が多い森林整備（強度の間伐、緩衝帯整備等） | | | | | | |
| 4 | 搬出間伐可能な森林整備（木材生産林の整備） | | | | | | |

※絞り込み項目の順位は不同

(2) 森林経営管理の課題について

| No. | 森林経営管理の課題 |
|-----|---------------------|
| 1 | 森林所有面積の零細 |
| 2 | 森林の所有界が未確定（地籍調査未実施） |
| 3 | 所有者不明森林（未登記森林等の増加） |
| 4 | 森林所有者の森林経営への意欲低下 |
| 5 | 森林整備の担い手不足 |
| 6 | 木材価格の低迷 |

これらの課題解決を図るために、森林経営管理法（以下「法」という。）に基づく森林整備に計画的に取り組み、財源として森林環境譲与税を充当する

(3) 意向調査のスケジュールについて

森林整備か所の特定のために次の取り組みを行い、意向調査を実施する

| 順番 | 森林整備か所の特定のための取り組み |
|----|---------------------------------|
| 1 | 北アルプス地域振興局林務課との現地調査・確認 |
| 2 | 森林所有者の探索・特定 |
| 3 | 意向調査の様式・調査方法・データ分析方法等の検討及び様式化 |
| 4 | 意向調査のためのアンケート調査の実施 |
| 5 | 森林所有者への説明（説明会開催、パンフレット作成・配布） |
| 6 | 森林の境界・その他必要事項の確認 |
| 7 | 意向調査の実施 |
| 8 | 意向調査結果の分析・森林整備か所の特定 |
| 9 | 経営管理権の設定のための書類作成（経営管理権集積計画関係書類） |

3 意向確認後の森林経営管理の方針について

(1) 経営管理権集積計画の作成について

- ・対象森林は白馬村による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・対象森林を明確化した上で、森林経営管理権を設定するものとする。
- ・現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、関係する森林組合等に照会し、当該林業経営体に経営管理を再委託するものとする。また、再委託後の経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条1ロに基づく区域設定を検討する。
- ・森林経営管理権の設定が完了した森林から機能向上のための整備を進めることとするが、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得た上で森林管理経営権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとする。
- ・機能向上の観点から更新が必要な森林については択伐による更新を基本とし、成林するまでの造林・保育を行うこととする。

4 森林経営管理制度の実施経費について

(1) 森林経営管理制度における森林環境譲与税の充当について

ア 森林環境譲与税の充当について

| 区 分 | 経費の内容 |
|--------------------------------------|---|
| 法第 5 条に規定する 経営管理意向調査に 係る経費 | 意向調査実施前の森林状況の把握、情報整理、対象森林の優先 順位の決定、森林所有者の探索、境界の把握等の経費及び意向 調査の経費(職員実施分は除く) |
| 法第 33 条に規定す る市町村森林経営管 理事業に係る経費 | 経営管理権を取得した森林(法第 37 条第 2 項の規定により経営 管理実施権が設定された森林を除く)について経営管理を行う 事業の経費 |
| その他必要な措置に かかわる経費 | 法に基づく措置その他必要な措置と村長が認めた経費 (森林経営管理制度推進のための臨時的雇用職員の給与等) |

イ 森林環境譲与税の額について

※長野県森林政策課作成 (令和 1 年 12 月 20 日改定)

単位：千円

| 年度 (令和) | 1 年 | 2 年~3 年 | 4 年~5 年 | 6 年~ |
|---------|-------|---------|---------|-------|
| 税額 | 2,731 | 5,803 | 7,510 | 9,217 |

※5 年間 (令和元年度~令和 5 年度) の合計額=29,357 千円

(2) 森林経営管理制度以外における森林環境譲与税の充当について

| 区 分 | 活用の内容 |
|----------|------------------------|
| 森林整備の推進 | 既存補助事業の対象とならない森林の整備 |
| 担い手の育成 | 林業従事者の育成 (研修会の開催等) |
| 緩衝帯整備 | 野生鳥獣対策としての緩衝帯整備 |
| 路網の整備・維持 | 林道・林業専用道等の継続的な点検・維持・修繕 |
| 地域材の利用促進 | 公共施設などの木造・木質化、木育活動等 |
| 有害野生鳥獣対策 | 人身被害の予防等の有害野生鳥獣対策 |
| 広域連携 | 地域の林業振興を進めるための市町村連携 |

5 その他特記事項

(1) 対象森林の定期的な見直しの方針、森林情報の精度向上について

| 区 分 | 見直し等の内容 |
|-----------|---------------------------------------|
| 対象森林の見直し | 実施方針策定後 5 年後ごと (白馬村森林整備計画に合わせて見直し) |
| 森林情報の精度向上 | 森林簿の定期更新ごと |

(2) 実施方針作成にあたっての関係者意見聴取の経過

白馬村において森林経営計画を策定し森林整備を実施した林業事業者等との意見交換

| 年月日 | 意見交換内容 |
|-----------|------------------------|
| 令和2年9月25日 | 村の森林経営管理制度実施に向けた今後の予定等 |
| 令和2年12月3日 | 前回の森林経営管理制度実施モデル地区の検討 |
| | |

(3) 書類の保管期間について

白馬村公文書管理に関する条例に基づく保存期間とし、それ以外は下表の保存年数とする

| 書 類 | 保存年数 |
|--|--------------------------------------|
| 意向調査の回答書、集積計画の作成に係る申出書、申出森林において集積計画を作成しない旨の通知書 | 15年 (経営管理権の存続期間が15年を超える場合はその存続期間) |
| 経営管理権集積計画書 | 経営管理権の存続期間 |
| 企画提案書 | 5年 (経営管理権の存続期間が5年を超える場合はその存続期間) |
| 経営管理実施権配分計画書 | 経営管理実施権の存続期間 |
| 上記記載の森林所有者の変更情報等 | 経営管理権等の存続期間 |